

吸收分割に係る事前開示書面（変更）

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2020 年 2 月 20 日

古河電気工業株式会社

吸收分割に係る事前開示書面（変更）

2020年2月20日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



当社は、2020年1月23日付で Daishin P&T 株式会社（以下「承継会社」という。）との間で吸收分割契約（以下「本件分割契約」といい、本件分割契約に基づき行う吸收分割を「本件分割」という。）を締結し、2020年1月24日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いましたが、2020年2月20日付で本件分割の効力発生日の変更に係る吸收分割契約変更契約を締結したことに伴い、本件分割に係る事前開示書面に変更が生じましたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は本件分割に係る事前開示書面の項目番号と対応しております。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

以下の事項を追加いたします。

「当社は、本件分割の効力発生日を変更するため、2020年2月20日付で、承継会社との間で本件分割に係る吸收分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸收分割契約変更契約」のとおりです。」

以上



吸收分割契約変更契約

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）及び Daishin P&T 株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で 2020 年 1 月 23 日付で締結された吸收分割契約（以下「本分割契約」という。）の変更について、以下のとおり変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条 （本分割契約の変更）

1. 本分割契約第 6 条を、以下の通り変更する（変更箇所は下線部）。

第 6 条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 4 月 1 日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

2. 本分割契約別添 1(3)「承継機械装置・設備」に関して、以下の資産を追加、除外する。

| 追加する資産の名称 | 種類名称 |
|-----------------|--------|
| 幅狭切断機の切断刃 | 工具器具備品 |
| 4 号整直機上サポートロール | 工具器具備品 |
| 4 R アウトレットチャック | 工具器具備品 |
| 4 号整直機バッカアップロール | 工具器具備品 |
| ミーリングカッター一式 | 工具器具備品 |
| 4 R ロールダイス | 工具器具備品 |
| 除外する資産の名称 | 種類名称 |
| サーベイメータ | 工具器具備品 |
| 炭素硫黄分析計 | 工具器具備品 |

第2条 （本変更の効力）

本変更契約は、本分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更又は追加されたものを除き、本分割契約の他の規定は引き続き効力を有するものとする。本

変更契約締結日より、本分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された本分割契約を意味するものとする。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年2月20日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



2020年2月20日

乙： 兵庫県尼崎市道意町七丁目6番地

Daishin P&T 株式会社

代表取締役 西澤 武史



